松本市立旭町中学校長

学校保健安全法施行規則の規定により、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となっています。 出席停止期間は、学校を休んでも欠席日数にはなりません。

なお、再登校するに当たっては改めて「治癒したかどうか」「検査結果の陰性」について医師の指示等を受ける必要はありませんが、症状が続く場合等、心配がある場合は医師の指示に従ってください。

新型コロナウイルス感染症が軽快し登校するときは、この「出席停止期間終了報告書」を提出してください。この報告書は、<u>保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。</u>

なお、発症日から 10 日間は感染の恐れがありますので、出席停止期間の基準を満たした場合でも、登校する際は、マスク着用等の感染症対策にご協力をお願いします。

治癒報告書

学校長 様

	年	組	番
生徒氏名			

疾患名	新型コロナ	ウイ	ルス感染症
発症日(咳・鼻水・発熱等のかぜ様の症状が出た日)	年	月	日
受診した医療機関名			
医療機関受診日	年	月	日
医師より療養が必要とされた期間	年	月	日まで

発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	かつ	症状軽快 0日目	1日目
/	/	/	/	/	/		/	/

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。 ※無症状の場合は、「医療機関での検体採取日」を「発症日」欄に記入すること。

	令和	年	月	日	
保護者氏	名				